

令和4年5月21日

加盟団体長各位

富山県スキー連盟
教育本部長 中 勢蔵

規約・規程の改正等について

平素から、本連盟の運営にご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。
さて、標記について全日本スキー連盟より通知がありましたので連絡します。

記

1 教育本部オフィシャルブックについて

教育本部オフィシャルブックは、今年度から、出版会社で書籍として制作することはやめ、SAJが制作し、誌面とWebで配信することになりました。誌面は、前年度末の教育本部有資格者数を基準とした部数を配付する予定です。

誌面構成は研修テーマに内容を絞り、従来どおり、スキー、スノーボード、クロスカントリースキー、安全対策を掲載します。映像はWebで配信する予定です。また、事業要項、デモ写真等はWebで掲載する予定です。

2 教育本部資格の年次登録料の改正について

今年度から、教育本部資格の年次登録料は、1000円から1500円に改正になります。改正理由は、2023年度より教育本部オフィシャルブックを出版社から発売しないことになり、年次登録料を上げさせていただくかわりにSAJから誌面として発行することになったため。

3 過年度登録者に係る資格再認定規程について

資格を喪失した年度から5年以内であれば、再認定を申請できることになりました。詳細は、別紙またはSAJホームページ内ライブラリーでご確認ください。

過年度登録者に係る資格再認定規程

第1条 この規程は、本連盟会員登録規程第6条第2項及び公認規程第4条に基づき、過年度登録者に係る資格再認定に関し必要な事項を定める。

第2条 公認有資格者の登録手続を期日までに行わず資格を喪失して、当該資格の再認定申請を希望し、以下の4項目を満たした場合、第4条に定める資格再認定申請料を添えて、所属加盟団体から再認定を申請することができる。ただし、公認コーチ規程及び公認スノーボードコーチ規程に定めている資格はこの限りではない。

- (1) 資格を喪失した年度から5年以内であること。
- (2) 資格の再認定を申請する年度の会員登録を完了していること。
- (3) 加盟団体長が、再認定申請を承認していること。
- (4) 資格取得の証明書類（写）が提出できること。

第3条 資格再認定の申請期間は、申請する年度の会員登録完了後、4月末日までとする。

第4条 喪失した資格を再認定するための手数料として、以下に定める資格再認定申請料を納入しなければならない。

- (1) 資格を喪失した年度から1年以内、1資格につき10,000円
- (2) 資格を喪失した年度から2年以内、1資格につき17,000円
- (3) 資格を喪失した年度から3年以内、1資格につき24,000円
- (4) 資格を喪失した年度から4年以内、1資格につき31,000円
- (5) 資格を喪失した年度から5年以内、1資格につき38,000円

第5条 資格再認定申請後は、資格再認定申請料は返還しないこととする。

第6条 資格の再認定は、理事会において認定する。

第7条 再認定された資格は、翌年度から、当該資格の年次登録料を支払うことにより有効になる。

第8条 再認定に関して疑義が生じた場合は、理事会の決定による。

第9条 この規程の改廃は、理事会の議決による。

平成27年4月27日 制定

令和3年7月7日 改正

令和4年4月18日 改正